

金融庁業務支援統合システム 調達計画書

(区分： 最適化対象業務・システム)
特定情報システムの該当 (有)

平成 21 年 6 月

金融庁総務企画局総務課情報化・業務企画室

改訂記録

[illegible]

目 次

1. 業務の概要	1
(1) はじめに	1
(2) 業務分野	1
(3) 業務内容	1
(4) 現行システムの概要	3
(5) 機能概要	3
2. 調達計画	5
(1) 設計・開発するシステムの方式はじめに	5
(2) 設計・開発の工程における分離調達の内容	6
(3) ハードウェア及びソフトウェアにおける分離調達の内容	6
(4) 運用及び保守の分離調達の内容	7
(5) 設計・開発等の工程の管理に関する内容	7
(6) 全工程スケジュール	8
(7) 調達のスケジュール	8
3. その他	9
(1) 評価方式	10
(2) 契約形態	10
(3) 知的財産権の取扱い	10
(4) 入札制限	11
(5) 制約条件	11
4. 妥当性証明	11
5. 窓口連絡先	12

1. 業務の概要

(1) はじめに

金融庁では、「電子政府構築計画」(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2004年(平成16年)6月14日一部改定)に基づき、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」(※1)(以下、「本最適化計画」という。)を2006年(平成18年)3月28日に金融庁行政情報化推進委員会において決定した。

本最適化計画においては、以下の基本理念に基づき業務・システムの最適化を実施することとしている。

- ・ 金融・証券市場の変化への迅速かつ柔軟な対応及び個別業務の実効性・効率性の更なる向上を図る。
- ・ 各局内、各局間、各局と財務局等との間及び財務局間の情報利用の高度化による業務の実効性・効率性の向上を図る。
- ・ システム統合による合理化を推進しつつ、情報技術の動向に的確に対応した強固な情報セキュリティの確保を図る。

本調達計画書は、本最適化計画に基づき、現行の3つのシステム(※2)を統合し構築される「金融庁業務支援統合システム」の一連の調達を明確にすることを目的とする。

(※1)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」
http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/01_0.pdf

(※2) 金融検査監督データシステム、金融庁統合モニタリング・分析システム、証券総合システム

(2) 業務分野

本書で対象とする業務分野は、銀行法、金融商品取引法(旧証券取引法)等各種法令等に基づく、「金融検査業務」「金融監督業務」「証券取引等監視等業務」である。

(3) 業務内容

① 金融検査に関する業務

金融機関等に対する検査の目的は、銀行法等各種法令に基づき、預金者等の保護、信用秩序の維持等に資するために、預金取扱金融機関、保険会社、金融持株会社、政策金融機関及び貸金業者等への立入検査を通じ、金融機関等の財務の健全性、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢等を検証することである。金融検査に関する具体的な業務としては、次のものがある。

(ア) 検査企画業務

金融検査に関する検査基本方針・検査基本計画の策定や検査実施計画の策定並びに必要な情報の収集・分析に関する業務、検査手法の開発や検査に必要な基準の策定に関する業務及び検査事務の指導に関する業務。

(イ) 検査業務

金融機関等に立ち入り、経営管理や財務の健全性、業務の適切性等を検査する業務(「平成19検査事務年度検査基本計画」においては同事務年度中645件を計画)。

(ウ) 審査業務

検査報告書の審査、検査結果の通知、検査報告書その他検査関係資料の管理、検査結果に関するデータの整備・分析に関する業務。

(エ) 研修業務

金融検査に従事する職員の研修に関する業務。

② 金融監督に関する業務

金融監督の目的は、銀行法等各種法令に基づき、許認可等、モニタリング及び行政処分等の業務を通じ、預金者等の保護、信用秩序の維持等を図ることである。金融監督に関する具体的な業務としては、次のものがある。

(ア) 許認可等業務

銀行法等各種法令に基づき、金融機関等からの申請を受付け、その内容を適正に審査し、許可・認可・承認等を行う業務。

(イ) モニタリング業務

金融機関等のリスクの状況に係る計数（例えば、市場リスク、流動性リスク、信用リスクに関する情報等）等について報告を求め、分析を行うほか、ヒアリング等を行う業務（監督局が行うオフサイトのチェック）。

(ウ) 行政処分等業務

前述のモニタリング業務の結果等に基づき、必要に応じ、金融機関等への報告徴求や業務改善命令の発動等を行う業務。

(エ) 照会対応業務

法令照会（法令適用事前確認手続及び一般法令解釈に係る書面照会手続制度等に基づくものを含む。）及び苦情・相談等への対応を行う業務。

(オ) 危機対応業務

経営破綻に陥った金融機関の破綻処理、資本増強等による金融機関等の経営改善の促進及び預金保険機構等の監督等を行う業務。

(カ) 制度企画業務

金融市場における環境の変化や時代のニーズに応じて、総務企画局が行っている制度企画とは別に、監督指針や事務ガイドラインの策定及び改定等の実務面における制度企画を行う業務。

③ 証券取引等監視等に関する業務

証券取引等監視等の目的は、金融商品取引法（旧証券取引法）（以下「金商法」という）等各種法令に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された検査等の権限及び監視委員会固有の権限である犯則事件の調査権限により、監督行政部門から独立したルール遵守の監視役として、公正・公平かつ透明で健全な市場構築のため中核的な役割を果たしていくことである。証券取引等監視等に関する具体的な業務としては、次のものがある。

(ア) 証券検査に関する業務

(i) 検査企画業務

証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定や、検査実施計画の策定並びに必要な情報の収集・分析に関する業務、検査手法の開発や検査に必要な基準の策定に関する業務、検査事務の指導に関する業務。

(ii) 検査業務

金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会、金融商品取引所等に対する臨店等により、取引の公正性及び財務の健全性等の検査を実施する業務。

(iii) 審査業務

検査報告書の審査に関する業務。

(イ) 取引審査業務

株価が急騰・急落した銘柄や投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な事実が発生した銘柄等を抽出し、当該銘柄について、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会、金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を実施する業務。

(ウ) 課徴金調査・有価証券報告書等検査業務

(i) 課徴金調査

内部者取引等の違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金商法の一定の規範の違反者に対し、金銭的負担を課する行政上の措置を勧告するための調査業務。

(ii) 有価証券報告書等検査

金商法の規定に基づき、有価証券報告書等の提出者に対し、報告もしくは資料の提出を求め、又は帳簿書類等の検査を行う業務。

(エ) 犯則事件の調査に関する業務

犯則事件（重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引等）を調査する必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査、裁判官の発する許可状による臨検、搜索及び差押えの強制調査を実施し、犯則の心証を得たときは、告発する業務。

(オ) 研修業務

証券取引等監視等に従事する職員の研修に関する業務。

(4) 現行システムの概要

現在、検査、監督、証券取引等監視の各業務を支援する3つのシステムの内容は以下のとおりであり、各システムの調達、開発及び運用はシステム毎に実施されている。

① 金融検査監督データシステム

金融検査監督データシステムは、業務の効率化・高度化を図るため、「検査結果情報」、「財務会計情報」をデータベースに蓄積し、金融検査及び監督業務を支援するシステムである。このシステムは、クライアント・サーバ方式を採用しており、金融庁及び各財務(支)局等の LAN のクライアントパソコンから、随時、情報の登録・検索等が行える。

② 金融庁統合モニタリング・分析システム

金融庁統合モニタリング・分析システムは、金融機関の経営の健全性等を把握するため、市場リスク、流動性リスク及び信用リスクの状況等に関する各種情報をデータベースに蓄積し、これらリスク情報の分析の高度化を可能とすることで、金融監督業務を支援するシステムである。このシステムは、Web 形態を採用しており、金融庁及び財務(支)局等の LAN のクライアントパソコンから、随時、情報の登録・検索等が行える。

③ 証券総合システム

証券総合システムは、証券会社等に対する検査や日常的な市場監視、犯則事件調査等の証券取引等監視委員会の業務に幅広く活用される総合的なシステムである。このシステムは、クライアント・サーバ方式を採用しており、金融庁及び財務(支)局等の LAN のクライアントパソコンから、随時、情報の登録・検索、分析等が行える。

また、取引審査及びその後の調査等において必要となる、インターネット上の公開情報の収集、分析を行うインターネット巡回システム(IPS)も含む。

(5) 機能概要

「金融庁業務支援統合システム」の機能概要を表 1-1 に示す。

表 1-1 機能概要

No.	機能	概要
1	データ入力	数値・項目を単位毎に登録し、蓄積する（統合データベース） ・金融機関等が、オンラインで財務情報、リスク情報等の各種情報を入力する ・職員が画面から入力する ・情報媒体を利用して入力する

No.	機能	概要
2	ドキュメント入力	ドキュメントを単位毎に登録し、蓄積する（ナレッジデータベース） ・金融機関等が、電子申請・届出により提出した文書、電子媒体で提出した文書を管理する ・職員が作成する文書、画面から入力する文書を管理する
3	検索・分析・出力	上記の統合データベース、ナレッジデータベースに蓄積されている数値・項目、ドキュメント等を検索・分析・出力する
4	情報収集	インターネット上を巡回し、公開情報の収集を行う
5	ワークフロー管理	検査班、検査官・調査官等の日程管理等の業務進捗状況の管理を行う
6	その他	紙面ファイル管理機能、業務メニュー機能、LAN・モバイル管理機能等がある

2. 調達計画

(1) 設計・開発するシステムの方式

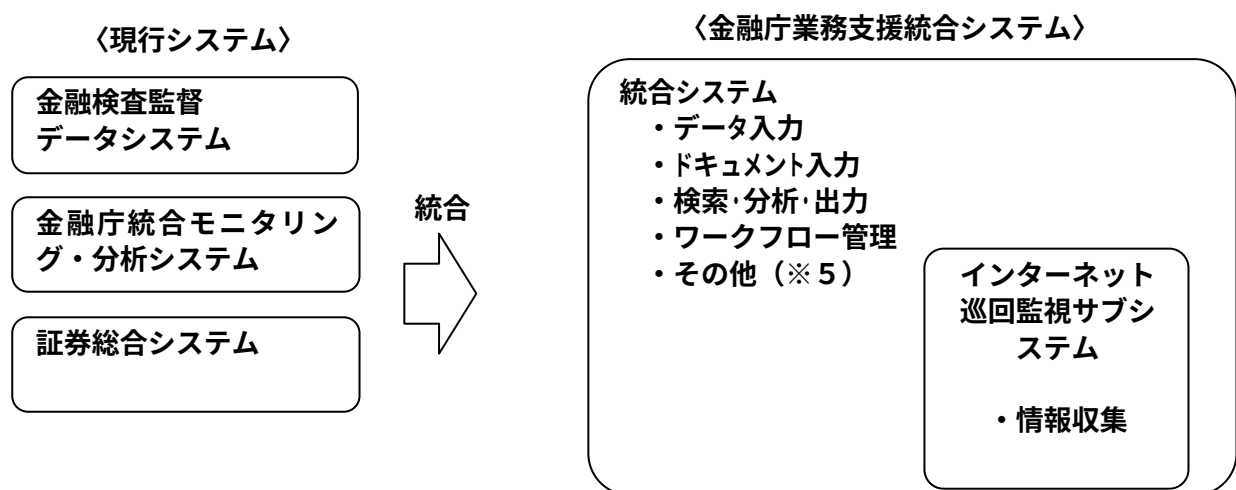
「金融庁業務支援統合システム」は、最適化計画に基づき、現行の3つのシステムを統合し構築することとしているが、このうち、情報収集を実現する「インターネット巡回監視サブシステム」については、分離して調達する。(※3)

(※3) 「インターネット巡回監視サブシステム」を除いた「金融庁業務支援統合システム」を「統合システム」という。

なお、「統合システム」については、システム全体を複数の汎用パッケージソフトウェア(※4)を組み合わせて構築し、「インターネット巡回監視サブシステム」はASP(Application Service Provider)等の外部サービスで実現することを予定している。

(※4) 汎用パッケージソフトウェアは、汎用的に利用することのできる既製の市販ソフトウェアのこと。ミドルウェアを含む。

設計・開発するシステムの方式を図2-1に示す。



(※5) その他の各機能については、統合システムの設計・開発の中で実現させる予定であるが、設計・開発を行わずハードウェア及びソフトウェアの購入等により実現できる機能については、最近の技術動向を踏まえた調達を行うことを予定している。

図2-1 設計・開発するシステムの方式

(2) 設計・開発の工程における分離調達の内容

設計・開発から移行までの工程について、「統合システム」と「インターネット巡回監視サブシステム」の2つに分割した単位で調達する。設計・開発工程における分離調達の内容を表 2-1 に示す。

表 2-1 設計・開発工程における分離調達の内容

No.	調達区分	説明
1	統合システムの設計・開発事業者調達	データ入力、ドキュメント入力、検索・分析・出力、ワークフロー管理を実現するために、汎用パッケージソフトウェアを選定し、業務機能と結び付けてシステムの設計・開発を行う事業者を調達する。 統合システムの設計・開発事業者は、システム方式設計、運用設計等を行い、それらに基づき、別途調達するハードウェア・OS について、統合システム用のハードウェア・OS の仕様を確認し、金融庁と調整を行う。 なお、統合システムの設計・開発事業者は、インターネット巡回監視サブシステムで入手した情報を統合システムに登録し分析する設計・開発も行う。
2	インターネット巡回監視サブシステムのサービス提供事業者調達	情報収集に係るサービス機能を ASP 等により提供する事業者を調達する。

(3) ハードウェア及びソフトウェアにおける分離調達の内容

ハードウェアとソフトウェアの調達については、分離して調達することとする。ハードウェア・OS 及び汎用パッケージソフトウェアの調達の内容を表 2-2 に示す。

表 2-2 ハードウェア及びソフトウェアの調達の内容

No.	調達区分	説明
3	統合システム用のハードウェア・OS 及び汎用パッケージソフトウェア納入事業者調達	統合システム用のハードウェア・OS 及び汎用パッケージソフトウェアの納入・設置・導入を行い、ハードウェア障害発生時の部材調達、その交換作業及び OS の最新パッチ情報等の提供並びに統合システムを構成する汎用パッケージソフトウェアの製造元又は販売元と保守サービス契約を締結し、汎用パッケージソフトウェアの不具合や技術的な問い合わせを行うための幅広い支援サービスや修正プログラムを提供し適用する事業者を調達する。
4	Web 会議のサービス提供事業者調達	Web 会議に係るサービス機能を ASP 等により提供する事業者を調達する。

(4) 運用及び保守の分離調達の内容

「統合システム」の運用については、システムの操作・監視、問い合わせ対応、障害の1次切り分け、データの管理等を実施する「共通運用支援業務」と、システムに係る調査、障害対応、軽微な設定変更等のシステム固有の知識が必要な「個別運用支援業務」に分離して調達を行うこととする。運用及び保守の分離調達の内容を表 2-3 に示す。

表 2-3 運用及び保守の分離調達の内容

No.	調達区分	説明
5	統合システムの運用管理事業者調達 (一次：共通運用支援業務)	統合システムの運用管理業務における、システムの操作・監視、問い合わせ対応、障害の1次切り分け、データの管理等を実施する事業者を調達する。
6	統合システムの運用管理事業者調達 (二次：個別運用支援業務)	統合システムの運用管理業務における、システムに係る調査、障害対応、軽微な設定変更等を実施する事業者を調達する。

(5) 設計・開発等の工程の管理に関する内容

表 2-1 から 2-3 に示した各自業者の業務を円滑に推進するために、金融庁と一体となり全体調整、課題管理等を行う PJMO 支援事業者を調達する。設計・開発等の工程の管理の分離調達の内容を表 2-4 に示す。

表 2-4 設計・開発等の工程の管理の分離調達の内容

No.	調達区分	説明
7	PJMO 支援事業者	統合システムの全体を統括する PJMO 業務の支援等を行う。

(6) 全工程スケジュール

「金融庁業務支援統合システム」の構築における各調達区分のスケジュールを、図 2-2 に示す。

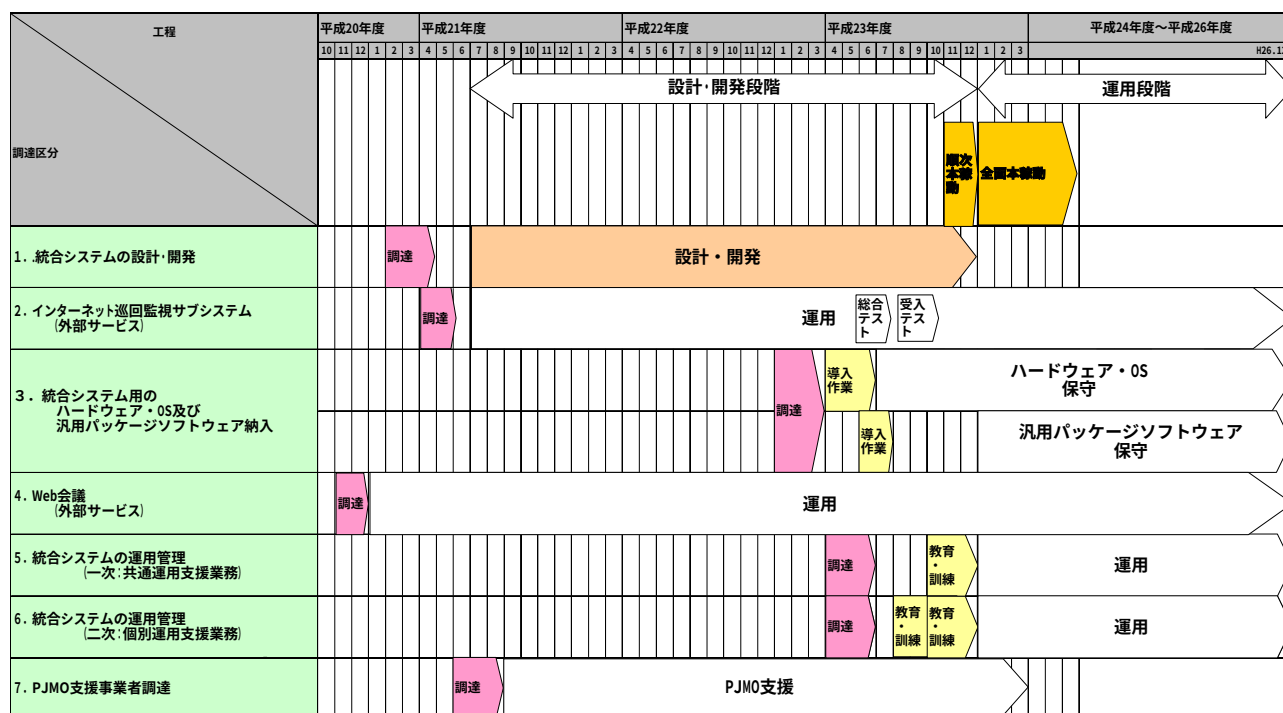


図 2-2 調達スケジュール概要

(7) 調達のスケジュール

各調達の詳細スケジュールを表 2-4 に示す。

表 2-4 「金融庁業務支援統合システム」の調達スケジュール

項目		日程（予定）
1. 統合システムの設計・開発事業者調達		
意見招請	官報公示	平成 20 年 8 月 29 日
	意見提出期限	平成 20 年 11 月 28 日
入札公告	官報公示	平成 21 年 2 月 4 日
	提案書提出期限	平成 21 年 3 月 25 日
	応札者プレゼン	平成 21 年 4 月 上旬
	落札者決定	平成 21 年 4 月 20 日
2. インターネット巡回監視サブシステムのサービス提供事業者調達		
入札公告	官報公示	平成 21 年 4 月 17 日
	提案書提出期限	平成 21 年 6 月 8 日
	落札者決定	平成 21 年 6 月 10 日
3. 統合システム用のハードウェア・OS 及び汎用パッケージソフトウェア納入事業者調達		
意見招請	官報公示	平成 22 年度
	意見提出期限	
入札公告	官報公示	
	提案書提出期限	

	落札者決定	
4. Web 会議のサービス提供事業者調達〈調達済〉		
入札公告	公示	平成 20 年 11 月 25 日
	落札者決定	平成 20 年 12 月 12 日
5. 統合システムの運用管理事業者調達（一次：共通運用支援業務）		
意見招請	官報公示	平成 23 年度
	意見提出期限	
入札公告	官報公示	
	提案書提出期限	
	落札者決定	
6. 統合システムの運用管理事業者調達（二次：個別運用支援業務）		
意見招請	官報公示	平成 23 年度
	意見提出期限	
入札公告	官報公示	
	提案書提出期限	
	落札者決定	
7. PJMO 支援事業者調達		
企画競争に関する公告	公示	平成 21 年 6 月中旬
	企画書提出期限	平成 21 年 7 月上旬
	落札者決定	平成 21 年 8 月中旬

3. その他

(1) 評価方式

「金融庁業務支援統合システム」の調達における、評価方式を表 3-1 に示す。

表 3-1 統合システムの評価方式

調達区分	評価方式
1. 統合システムの設計・開発事業者調達	80 万 SDR 以上の案件については、一般競争入札（総合評価落札方式）で実施する。 80 万 SDR 未満の案件については、一般競争入札（最低価格落札方式）を基本とする。
2. インターネット巡回監視サブシステムのサービス提供事業者調達	
3. 統合システム用のハードウェア・OS 及び汎用パッケージソフトウェア納入事業者調達	
4. Web 会議のサービス提供事業者調達	
5. 統合システムの運用管理事業者調達（一次：共通運用支援業務）	
6. 統合システムの運用管理事業者調達（二次：個別運用支援業務）	
7. PJMO 支援事業者調達	企画競争

(2) 契約形態

「金融庁業務支援統合システム」の調達における、契約形態を表 3-2 に示す。

表 3-2 統合システムの契約形態

調達区分	評価方式
1. 統合システムの設計・開発事業者調達	請負契約 国庫債務負担行為による複数年契約 (平成 21 年度～平成 23 年度)
2. インターネット巡回監視サブシステムのサービス提供事業者調達	請負契約
3. 統合システム用のハードウェア・OS 及び汎用パッケージソフトウェア納入事業者調達	賃貸借契約 国庫債務負担行為による複数年契約
4. Web 会議のサービス提供事業者調達	請負契約
5. 統合システムの運用管理事業者調達 (一次：共通運用支援業務)	請負契約 国庫債務負担行為による複数年契約
6. 統合システムの運用管理事業者調達 (二次：個別運用支援業務)	請負契約 国庫債務負担行為による複数年契約
7. PJMO 支援事業者調達	請負契約 国庫債務負担行為による複数年契約

(3) 知的財産権の取扱

- ① 受託者は、受託業務の実施の過程において、金融庁が開示した情報（公知の情報等を除く。）及び契約履行過程で知り得た情報並びに成果物に関する一切の情報を、本受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 本システムの設計・開発工程で生じた納入成果物（汎用パッケージソフトウェア等を除く。）に関して、著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利は金融庁に帰属するものとする。ただし、本受託業務実施以前に他のシステム等に通常共通して使用されていたマニュアル、仕様書その他資料上の表現、コンピュータプログラムの中のルーチン、モジュール等については、受託者は自ら適切とみなす方法でこれを使用し、他に利用することができるものとする。
- ③ 受託者は、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ④ 受託者が本受託業務の実施の過程で生じた納入成果物に係る著作権を自ら使用し又は第三者をして使用させる場合は、金融庁と別途協議するものとする。
- ⑤ 納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、金融庁が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に必要な費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。この場合、受託者は当該著作物の使用許諾条件につき、金融庁の了承を得るものとする。
- ⑥ 本受託業務の実施に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら金融庁の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を処理するものとする。なお、金融庁は紛争等の事実を知ったときは、速やかに受託者に通知することとする。

(4) 入札制限

- ① より一層の透明性、公平性を図る観点から、設計・開発においては、見直し方針及び最適化計画の策定支援及び最適化の実施に係るシステム設計・開発に係る仕様書・提案依頼書の作成支援を実施した以下の事業者及びこれらの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札に参加することはできない。

フューチャーアーキテクト株式会社(見直し方針策定に係る予備調査)
プライスウォーターハウスクーパース コンサルティング株式会社(見直し方針策定)
株式会社電通国際情報サービス(最適化計画策定)
沖電気工業株式会社(設計・開発に係る仕様書等作成)

- ② 銀行、保険会社、証券会社等、金融庁検査局・監督局、および証券取引等監視委員会所管の事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963 年(昭和 38 年)大蔵省令第 59 号) 第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者に該当しないこと。
- ③ 金融庁 CIO 補佐官及びその支援スタッフ等(常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号)に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(平成 11 年 12 月 22 日法律第 224 号)に基づき交流採用された職員を除く。)が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号) 第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、本書に示す調達について入札に参加することはできない。

(5) 制約条件

現行システムの機器の保守期限との関係から、平成 24 年 1 月までに運用を開始しなければならない。

4. 妥当性証明

金融庁総務企画局参事官 木下 信行

CIO 補佐官確認

本調達計画の内容は、「情報システムに係る政府調達の基本指針(2007 年(平成 19 年)3 月 1 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」の内容に照らし、妥当であると判断した。

金融庁情報化統括責任者(CIO)補佐官

5. 窓口連絡先

金融庁総務企画局総務課

情報化・業務企画室 池上、松田

電話 : 3506-6000 (内線:2679)

E-mail : tougousys@fsa.go.jp